

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）及び第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は舞鶴警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話075-631-5181 内線243）
備 考：